名古屋国税局からのお知らせ

文書回答手続をご利用ください！

国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を国税庁ホームページで公表しています。

文書回答手続について調べるには、国税庁ホームページの特設サイトが便利です。（こちらからアクセスできます。）⟶

文書回答手続 特設サイト

～ご存じですか？文書回答手続～

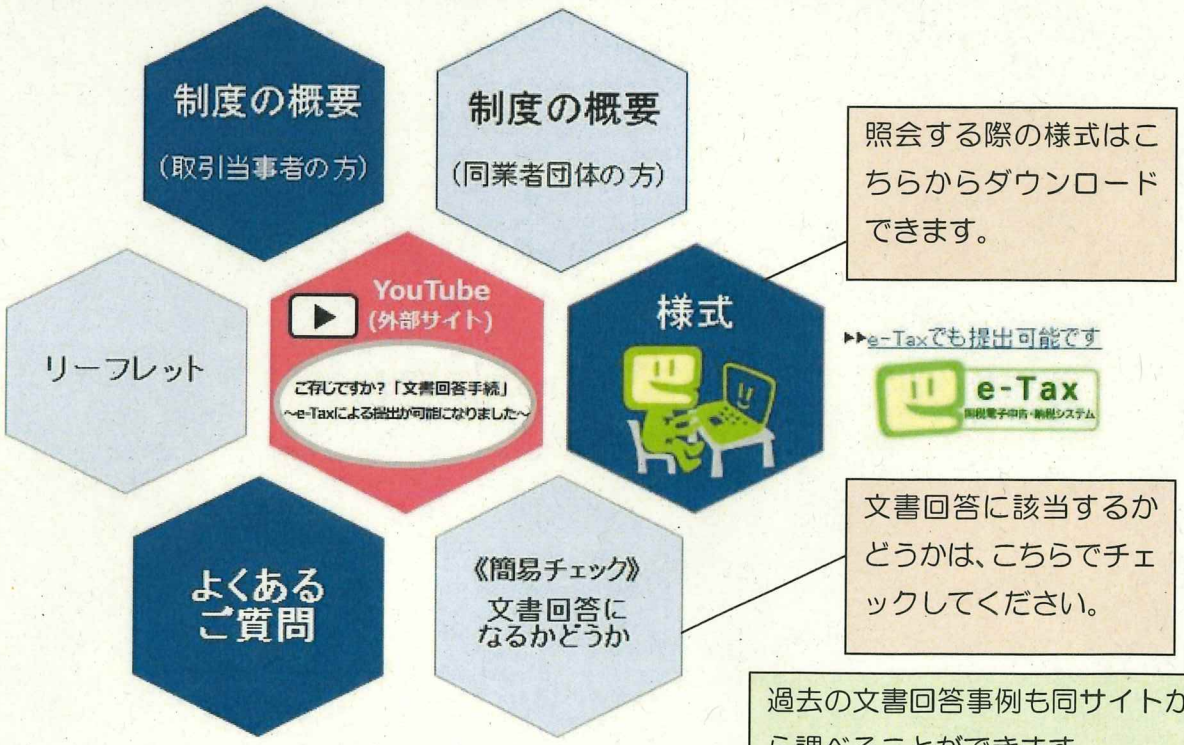

文書回答手続の対象になると思われる照会がありましたら、担当部署へご相談ください。

ご存じですか？ 文書回答手続

令和５年11月

[文書回答手続]

○　国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。

　また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】にて公表しています。

○　同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

通常、受付窓口は事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門になりますが、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。なお、郵送により照会文書を提出する場合は、封筒の表面に「文書回答手続に係る照会文書在中」と記載してください。

イ　国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する照会
　⇒　法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)

ロ　酒税に関する照会　⇒　製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)

ハ　間接諸税(印紙税を除きます。)に関する照会　⇒　製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課

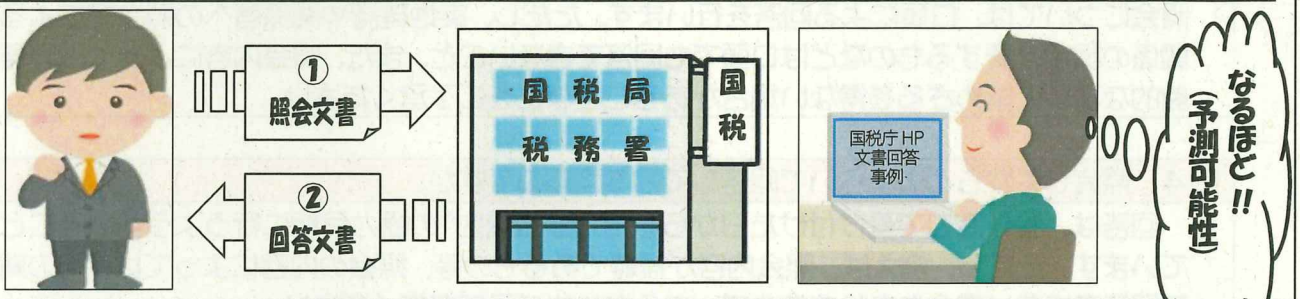

③ 掲載　　④ 閲覧

○　過去の文書回答事例は国税庁ホームページでご覧になることができます。

国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】トップ画面

※掲載画像は令和5年11月現在のものです。

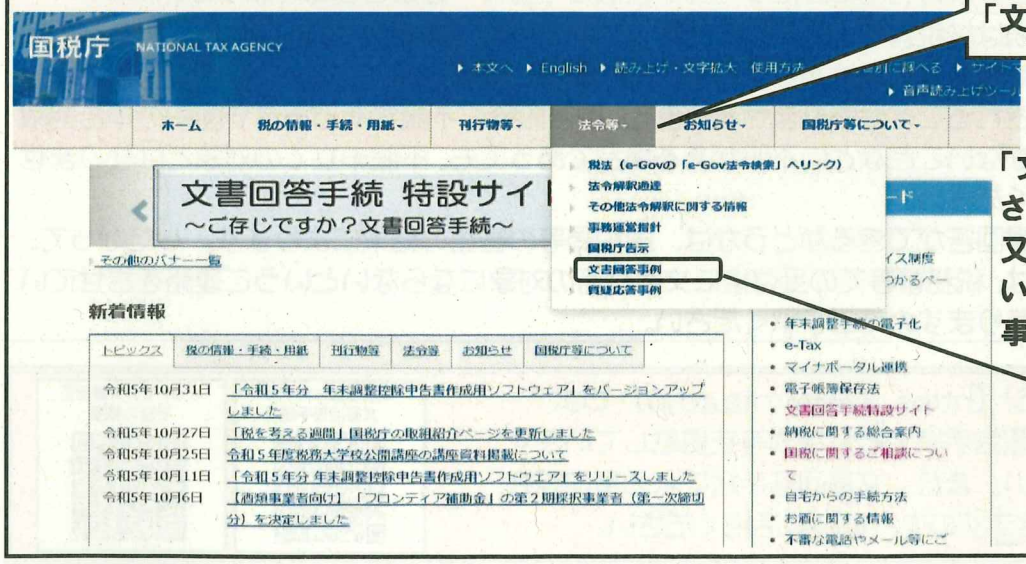

メニューバーの「法令等」から「文書回答事例」をクリック！

「文書回答事例」画面が表示されたら、「キーワード検索」又は「税目別検索」で調べたい事例を絞り込み、調べたい事例をクリック！

文書回答事例はこちら

裏面に文書回答手続についてのＱ＆Ａを掲載していますので、ぜひご覧ください。

国税庁　この社会あなたの税がいきている

裏　面

文書回答手続についてのQ＆A

問1　文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答　国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関係するもの
③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
④ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの　など

問2　照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。

答　照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。

照会文書に記載した内容については、そのまま公表されるものではありませんので、公表内容については、担当部署にご相談ください。

(注) 同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問3　文書回答の対象とならない場合には、何も回答してもらえないのですか。

答　最終的に文書回答を行わない場合であっても、内容を審査して、口頭による回答が可能な事前照会については、口頭による回答を行います。ただし、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するものなどは口頭でも回答できないこと、また、照会内容によっては回答を一般的な事項に留めざるを得ない場合があることなどをご了承ください。

問4　照会してからどのくらいで回答してもらえるのですか。

答　回答は、受付窓口で受け付けた日から原則3か月以内※の極力早期に行うよう努めることとしています。ただし、例えば、照会内容が複雑であるもの等、照会の内容によっては、その期間内で回答できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

※　「3か月以内」とは、審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除いた期間ですので、照会に当たっては、これらの期間等を考慮してご照会ください。

問5　その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答　○　文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○　最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。また、文書回答手続による事前照会はe-Taxを利用できますので、ぜひご活用ください。

事前照会に対する文書回答手続

e-Taxでの文書回答手続の概要